

事業者編

ゼロカーボンシティ宣言!

松島町 ゼロカーボンに向けた ガイドブック



ゼロカーボンシティを目指して p.3

脱炭素経営の概要 p.4

- いま、地球温暖化の抑制に向けて行動を起こす時
- 事業者の皆さんにご協力いただきたいこと
- 2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けた方向性について
- 地球温暖化 × 宮城県 宮城県における地球温暖化の影響
- みやぎゼロカーボンチャレンジ2050

脱炭素経営に向けた取組 p.7

- 脱炭素経営をはじめよう5つのメリット
- できるところからはじめよう 脱炭素経営・省エネ経営に向けた取組事例

事業系廃棄物分別の手引き p.17

- はじめに
- 事業者の責務
- 事業系ごみとは
- 事業系ごみの分別一覧
- 産業廃棄物の種類と具体例
- 事業所から出る事業系ごみの適正なごみ処理の流れ
- 事業系ごみの処理方法
- 事業所でできる3R活動の進め方
- リサイクル事業者一覧表
- 事業系産業廃棄物に関するQ&A

脱炭素経営を目指す事業者を支援する事業メニュー p.36

ゼロカーボンシティを目指して

近年、世界各地で記録的な高温や大雨など、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により自然災害が頻発化、激甚化しています。本町においても、令和元年東日本台風や令和4年7月の大雨では、これまでにない総雨量を観測するなど、温暖化による影響を大きく受けていることが推測されます。

こうした環境問題の解決に向け、本町は、令和5年6月に「松島町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。ゼロカーボンとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

ゼロカーボンシティの実現には一人ひとりの意識や行動が不可欠です。このガイドブックを参考にしながら、ぜひ、日々の生活の中で意識・行動してみてください。



松島町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響によって、豪雨災害や猛暑、大規模火災などが多発し、気候変動の問題は私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

こうした気候変動の問題に国際的に対応するため、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をする」という目標が掲げられ、この目標の達成に向けて、わが国も2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを宣言しました。

地球温暖化対策は今を生きる私たちの社会的責務であり、これまで以上に環境問題への強い危機意識を持ち、町民や事業者、行政が一丸となって住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林や海洋の保護活動などに取り組む必要があります。

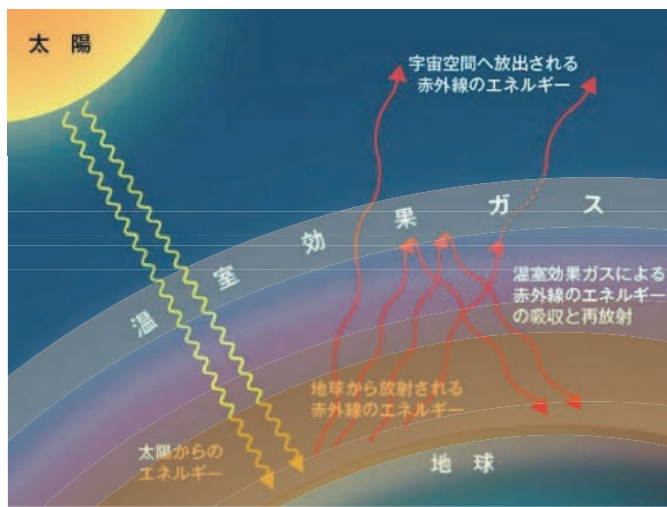
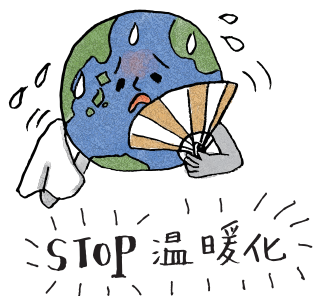
本町は、松島湾に代表される海、里山の緑などの自然環境や自然と歴史が調和した美しい景観、歴史的、学術的に価値の高い文化遺産など、人々を魅了する地域資源に恵まれたまちです。こうした豊かな環境を次世代に引き継ぎ、町の将来像である「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまちの松島」に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和5年6月8日

松島町長 櫻井公一

いま、地球温暖化の抑制に向けて行動を起こす時

昨今、世界中で平均気温が上昇し、気候変動の影響による災害が多発しています。この気候変動を引き起こす主な原因が、二酸化炭素やメタンなどの**温室効果ガス**です。温室効果ガスは大気中に拡散して地球を包み込むように温室効果を引き起こす気体の事で、これが**地球温暖化**の原因となっています。つまり地球温暖化の責任は人類にあり、今、私たちは早急に地球温暖化を食い止める行動を起こし、**脱炭素社会を実現しなくてはならない**という大きな課題に直面しています。



事業者の皆さんにご協力いただきたいこと

環境省は脱炭素社会への取り組みとして下記の「ゼロカーボンアクション30」を提唱しています。これを参考に、ぜひゼロカーボンに向けて行動を起こしてください。

ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

エネルギーを節約・転換しよう!

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化

太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH (ゼッチ)
- 10 省エネリフォーム
窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池 (車載の蓄電池)
・省エネ給湯器の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫

CO2の少ない交通手段を選ぼう!

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ

食ロスをなくそう!

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト

環境保全活動に積極的に参加しよう!

- 30 植林やゴミ拾い等の活動

CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人のESG投資

3R (リデュース、リユース、リサイクル)

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や修繕をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ゴミの分別処理

サステナブルなファッションを!

- 21 今持っている服を長く大切に着る
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ

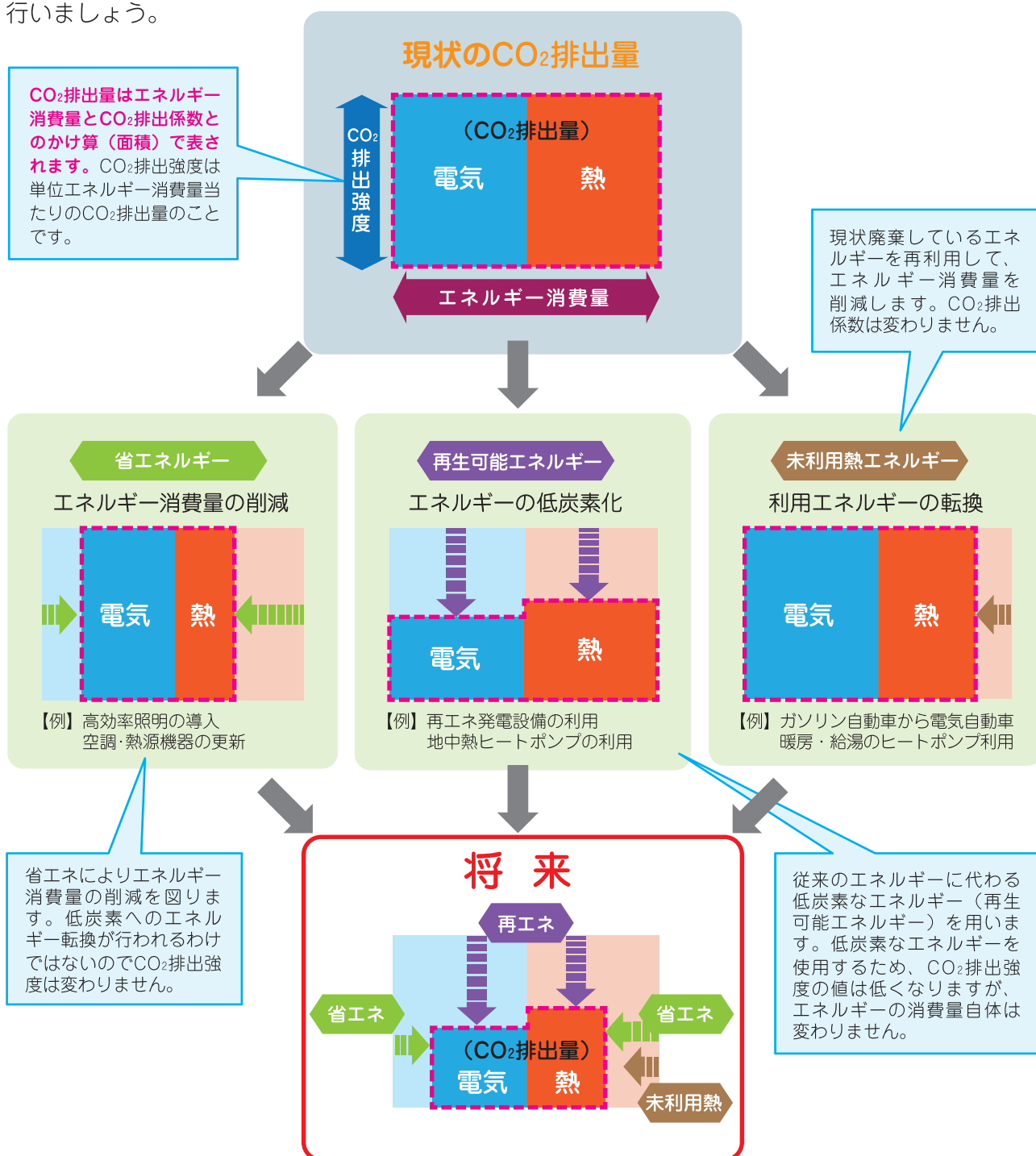
2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けた方向性について

2050年までにゼロカーボンシティを実現するためには、エネルギー性能の見直しが必要不可欠であり、特に、

- ①エネルギー消費量の削減
- ②使用するエネルギーの低炭素化
- ③利用エネルギーの転換

を総合的に進めていくことが重要です。

ビルや店舗などの事業用建築物や都市インフラ等は寿命が長く、使用期間が長期にわたることで将来に及ぼす影響が大きいいため、導入時には2050年までのゼロカーボンの実現を意識した長期的な視点に基づく取り組みが重要です。また、技術の進展や社会の変化等に応じて適宜見直しを行いましょう。



出典：環境省「温室効果ガス削減中長期ビジョン検討会 とりまとめ」（2015年12月16日）より改変

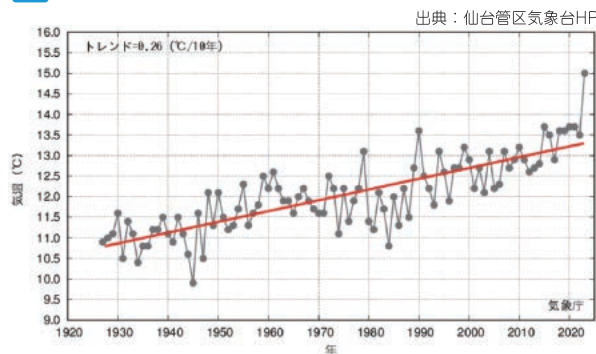
地球温暖化 × 宮城県

宮城県における地球温暖化の影響

1927年から2020年までの観測データによると、仙台の年平均気温は、都市化の影響もあり100年あたり約2.5℃の割合で上昇しています。東北地方や全国は約1.3℃の上昇であるのに対して、仙台ではほぼ倍のペースで気温が上昇しています。

2023年には、7月・8月の平均気温が県内全ての観測地点で過去最高となったほか、白石市では11月に夏日（25.8℃）を記録しました。

地球温暖化対策を行わなかった場合、今後100年の間に宮城県では約4.6℃上昇するとも言われており、熱中症といった健康へのリスクが著しく高まるだけでなく、農作物や生物への影響も深刻になります。



仙台の年平均気温（1927～2023年）

折線（黒）は各年の気温直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

雨の降り方にも変化が見られます

地球温暖化の影響により、雨の降り方にも影響が出ています。

1時間当たりの降水量が30mm以上の年間発生回数が増加しており、短時間に降る強い雨の回数が増加し、雨の降り方が極端になっています。

大気中の水分（飽和水蒸気量）が一定量を超えると雨が降りますが、気温の上昇に伴い大気中に含むことができる水分量が多くなります。水分量が多くなった分、一度に降る雨の量が増えるため、短時間豪雨の頻度が増え、河川の氾濫や土砂災害といった災害発生リスクが高まります。

自然界・生態系の影響も懸念されます

地球温暖化は、農産物や自然界・生態系にも影響を及ぼしています。

高温により県内産のブドウやリンゴ等の着色に影響を及ぼし、海水温の上昇により藻場では海藻の衰退（磯焼け）などの影響が確認されています。

また、積雪量の減少等により個体数が著しく増加したニホンジカ及びイノシシがエサを求めて農地に侵入し、農作物等への被害が発生しています。また、温暖化の影響でクマの冬眠時期が遅れ、森林の食物が不足することにより、里山に近い住宅地でクマの目撃件数や被害が増加するなど、わたしたちの生活環境にも影響が及んでいます。

みやぎゼロカーボンチャレンジ2050

宮城県も積極的に脱炭素社会の実現に取り組んでいます。それぞれの事業所が、個人一人ひとりの行動が、大きな力となって未来を変えます。みやぎの豊かな自然環境を次世代につないていくため、ぜひ一緒に地球温暖化対策「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050」に取り組みましょう。

詳しくはこちら→ <https://zero-carbon2050.pref.miyagi.jp>



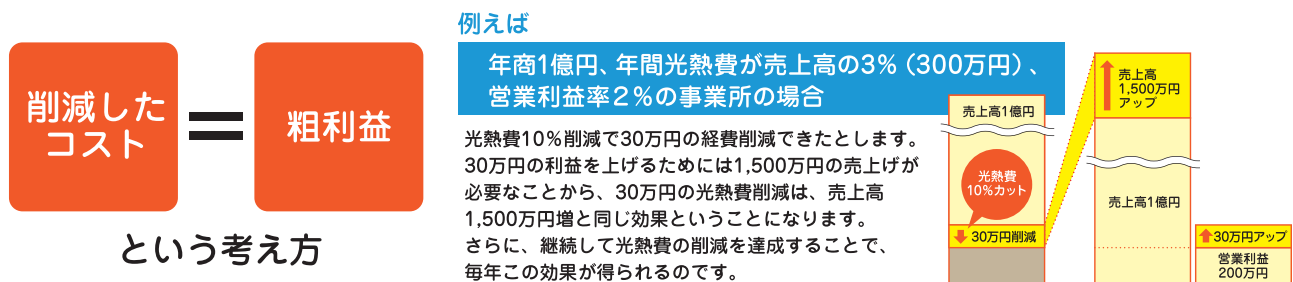
みやぎゼロカーボンチャレンジ2050
公式キャラクター

脱炭素経営を5はじめよう 5つのメリット

01 コストを削減しつつ 利益アップが可能

光熱費・燃料費削減という経営上の「守り」から
本業上のメリットを得られるという「攻め」への転換

脱炭素の取組は、CO₂の低減だけでなく光熱費なども低減することができ、コスト削減に繋がります。光熱費を低減するためには、現状の設備において、どこにどれだけの電気や燃料といったエネルギーが使用されているかを把握する必要があります。エネルギーを多く消費する非効率な設備や工程がわかれば、それらの設備・工程において重点的なエネルギー低減の取組を行うことで、大幅に光熱費を低減することができます。



エネルギー低減の取組は、設備投資のコストを掛けずに、すぐにできるものや現状の設備を少し改良するだけでできるものもあり、比較的簡単にできます。特に、長期間（15年以上）使用している設備に関しては、高効率な設備に更新することで、大幅に光熱費を低減することができる場合があります。

02 仕入れ先等への選定基準をクリアし 自社と製品の安定感と競争力を強化

取引先の選定に脱炭素の取組を考慮する企業が増加
脱炭素に取り組んで良好なサプライチェーンを構築

環境への意識が高い企業を中心に、仕入れ先、納品元、納品業者に対して、CO₂排出量の削減を求める傾向が強まりつつあります。この要望をクリアすることで自社や製品の競争力を確保・強化することができます。

例えばApple社では

サプライヤーに対して再生可能エネルギー電力の使用を求めています。Apple社向けの生産を行っている日本国内企業においても、大企業を中心に再生可能エネルギー電力の調達が進められています。今後は、同様のサプライヤーに対する働きかけが中小企業にも広がる可能性があり、早めの対策を検討することが求められます。

03 知名度・認知度の向上

脱炭素に取り組む企業はメディアからも注目 削減分を製品に投下した積極的な生産・拡販戦略も

省エネに取り組み、大幅な温室効果ガス排出量削減を達成した企業や再エネ導入を先駆的に進めた企業は、メディアへの掲載や国・自治体からの表彰対象となることを通じて、自社の知名度・認知度の向上に成功しています。

また、省エネ対策の実施によって光熱費を大幅に削減したことにより、利益を出しにくかった多品種少量生産の製品の積極的な生産・拡販が可能になり、副次効果として顧客層への浸透が期待されるケースもあります。



04 社員のモチベーション向上や 人材獲得力の強化に期待

地球環境への関心が高い意欲的な人材の獲得による 脱炭素経営の円滑化と企業のさらなる飛躍

気候変動という社会課題の解決に取り組む姿勢を示すことにより、社員の共感や信頼を獲得するとともに、気候変動問題への関心の高い人材から共感・評価され、「この会社で働きたい」と意欲を持った人材を集める効果が期待できます。脱炭素経営は金銭的なメリットだけでなく、社員のモチベーション向上や人材獲得を通じて、企業活動の持続可能性向上をもたらします。

05 資金調達の有利性

銀行などの金融機関からの資金調達面で 優遇を受けることができます

金融機関においては、ESG投資（環境・社会・企業統治を評価する投資）など、融資先の選定基準に地球温暖化対策への取組状況を加味し、脱炭素経営を進める企業への融資条件を優遇する取組も行われており、新たな事業の創出などに向けた資金調達において有利に働きます。



仙台銀行

サステナビリティローン

SDGs・ESG経営に賛同している、環境に関する外部認証を取得しているといった要件を満たす事業者さまが対象で、環境問題や社会問題の解決に向けて行う設備投資や体制整備費用、DX推進に向けて行うシステム投資費用などに係る資金としてご利用いただける商品です。借入利率は、当行所定の金利から0.1%~0.2%優遇いたします。

<https://www.sendaibank.co.jp/hojin/yuushi/sustainability.php>



七十七銀行

七十七社会貢献活動支援ローン

利用金額は100万円以上1億円以内、小口資金の対応も可能です。融資利率は短期プライムレートを基準とした変動金利とし、長期資金の場合、期間別最下限金利よりも最大で0.20%引き下げた利率での利用が可能です。

<https://www.77bank.co.jp/houjinloan/syakaikouken.html>

77SDGs私募債（企業応援型）

3,000万円以上からの発行が可能、総額引受手数料は、社債発行総額の0.05%とし、通常よりも0.20%引き下げられます。



できるところからはじめよう

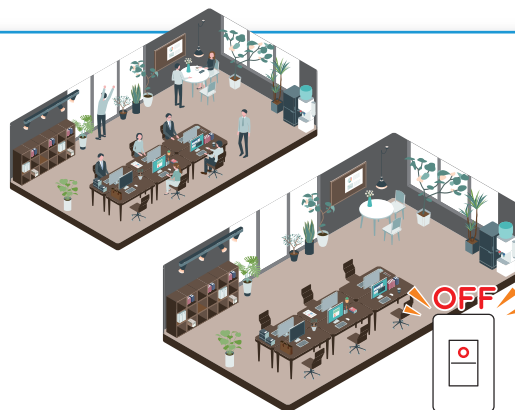
脱炭素経営・省エネ経営に向けた 取組事例

事例 この取組事例は、一般財団法人省エネルギーセンターが実際に行った省エネに関する内容を紹介しています。

コストをかけずに
はじめの
一歩

不要照明の消灯

誰も作業をしていない昼休みや休憩時間、
残業時の人がいない場所の電気をOFFに。



導入効果	ピーク電力削減	0.6kW (0.3%)
	電力量削減	1.5kWh/年
	削減金額	26千円/年
	設備概要	蛍光灯 (85W×8台)

事例 プロパンガス製造 事務所中央の通路照明の消灯を徹底することにより、照明用の電力消費量を削減することを提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/116_SF127002.html) 提案4



コストをかけずに
はじめの
一歩

照明の間引き

通路や部屋の隅など、人がいない箇所の蛍光灯を
間引いて電気料金を削減。



導入効果	省エネ効果	0.4 kL/年
	削減金額	39 千円/年
	設備概要	Hf蛍光灯 (65W/台：46→37台)

事例 都市ガス製造供給 フロアの照度(1,100～1,200Lx)が高く、JIS基準(750Lx)に対し削減余地があることから、照明を間引き、照明電力の削減を行うことを提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/505_B143028.html) 提案5



コストをかけずに
はじめの一歩

窓際の消灯

日中の窓際は照明がなくても仕事に支障なし。
窓が多い建物は、このような場所の電気をOFFに。



導入効果	ピーク電力削減	4.8kW (1.4%)
	電力量削減	24.3千kWh/年
	削減金額	351千円/年
	設備概要	蛍光灯 (Hf蛍光灯65W×61台)

事例 病院
窓際の明るい場所は日中に消灯し、省エネを図ることを提案しました。

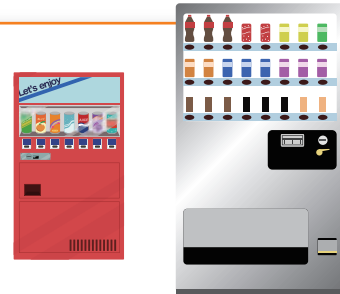
出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/124_SB121003.html) 提案3



コストをおさえて
かしこく
一歩

高効率自販機への更新

高効率機への更新で電力消費を大きく削減。



導入効果	省エネ効果	3.2 kL/年
	削減金額	213 千円/年
	設備概要	自販機 (39台、消費電力計：35千kWh/年)

事例 宿泊施設
飲料 (缶・ボトル) 自販機を高効率機に更新し、電力消費量を削減 (▲36%) することを提案しました。

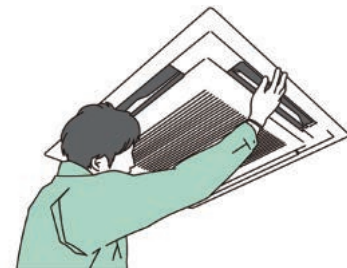
出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/502_B141005.html) 提案2



コストをかけずに
はじめの一歩

空調換気設備の清掃

熱交換器、フィルタ等をきれいにし、
作動効率をアップさせつつ電力消費量も削減。



導入効果	省エネ効果	2.4kL/年
	削減金額	174千円/年
	設備概要	空調機の電力消費量 (190千kWh/年)

事例 公共・教育施設
空調設備のフィルタを清掃して作動効率をよくすることで、電力消費量を削減 (▲5%) することを提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/231_B117004.html) 提案5



コストをかけずに
はじめの一歩

空調用室外機のフィン清掃

清掃によって空調効率を回復させるだけ。
電力消費を正常化させて脱炭素に貢献。



導入効果	省エネ効果	0.5 kL/年
	削減金額	44 千円/年
	設備概要	空調機（4台、冷/暖房の定格電力計：48/32kW）

事例	飲食業	空調用室外機に汚れが目立ち、室外機は塵埃が付着すると熱交換効率が低下するため、フィン清掃により空調効率の回復を図ることを提案しました。
----	-----	---

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/513_B149002.html）提案1



コストをかけずに
はじめの一歩

空調設定温度の緩和

上下温度差の解消による空調設定温度の緩和で、
利用者の負担を少なく電力消費量を抑制。



導入効果	省エネ効果	5.6kL/年
	削減金額	351千円/年

事例	介護老人保健施設	暖房時、室温の上下温度差を解消するためのサーキュレーターを導入して上下温度差を解消し、設定温度を1℃下げること、電力消費量を削減することを提案しました。
----	----------	--

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/379_B122069.html）提案1



コストをおさえて
かしく
一歩

洗面所の湯水量調整

節水型水栓等を取り付けて、大幅な節水と
A重油の消費量を効果的に削減。



導入効果	省エネ効果	22.2 kL/年
	削減金額	2,806 千円/年
	設備投資額	—（経費で対応）
	設備概要	上水使用量（46千 m^3 /年）のうち、 湯量減：▲3.3千 m^3 /年、手洗い水減：▲2.2千 m^3 /年

事例	宿泊業	洗面用湯水の吐出量が多いため、①手洗用止水栓で75%削減、②超節水型シャワー導入により、節水とボイラのA重油消費量を低減することを提案しました。
----	-----	--

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/504_B122071.html）提案2



コストをかけずに
はじめの
一歩

給湯用ボイラの運転時間短縮

24時間連続稼働していたボイラを、負担のない時間で停止させ、燃料消費量を大きく抑制。



導入効果	省エネ効果	19.1kL/年
	削減金額	1,344千円/年
	設備概要	ボイラ用都市ガス使用量：48.1m ³ /年

事例	介護老人保健施設	24時間無休で運転していた温水ボイラを、入浴時間終了後に停止させ、その後は給湯タンク(4.5m ³ ×2台)の温水(60°C)でまかなうことで、燃料消費量を低減(▲34%)することを提案しました。
----	----------	---

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/249_B123082.html) 提案3コストをかけずに
はじめの
一歩

ストックヤード換気設備の運転台数削減

非生産(不要)時や休日の換気設備の稼働台数を削減して、電力消費量を低減。



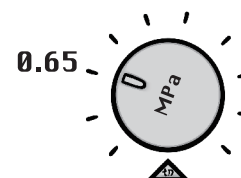
導入効果	省エネ効果	2.2kL/年
	削減金額	185千円/年
	設備概要	ファン(9台、計24.3kW)

事例	廃棄物処理業	稼働中のストックヤードのルーフファン全9台の作業範囲を調査し、運転台数を削減(9→6台)して、省エネを図ることを提案しました。
----	--------	---

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/013_F116050.html) 提案3コストをかけずに
はじめの
一歩

コンプレッサ吐出圧力の低減

空気圧縮機をはじめとした各種機械には、電力消費量を低減する余地が多い。



導入効果	省エネ効果	0.9kL/年
	削減金額	64千円/年
	設備概要	コンプレッサ(15kW、7.5kW)

事例	機械工具製造	レギュレータにて減圧使用している、吐出圧力0.75MPaの空気圧縮機に関して、吐出圧力を0.65MPaに下げ、電力消費量を低減することを提案しました。
----	--------	---

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/010_F113026.html) 提案1

コストをかけずに
はじめの一歩

設定温度の適正化

空調設備の設定温度を季節に合わせて変更することで、燃料消費や電力消費を抑制。



導入効果
省エネ効果 4.7kL/年
削減金額 486千円/年

事例 市町村機関

冷暖房設定温度を推奨温度(夏季：28℃、冬季：20℃)まで緩和することで、吸収式冷温水機の燃料消費量を削減することを提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/376_B127018.html) 提案3



コストをかけずに
はじめの一歩

ボイラ空気比の適正化

ボイラの空気比を省エネ法に基づく判断基準まで調整し、重油の消費量を削減。



導入効果
省エネ効果 10.4 kL/年
削減金額 677 千円/年
設備概要 ボイラ (2台、3t/h/台、重油消費量計：318kL/年)

事例 日本酒製造会社

ボイラ2台の空気比が高い(1号機：1.8、2号機：1.6)ため、省エネ法に基づく判断基準(1.3)まで下げて、重油消費量を削減することを提案しました。

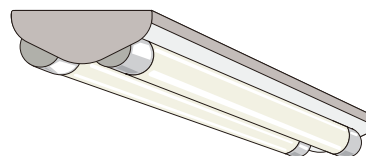
出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/503_F112051.html) 提案2



コストをおさえて
かしく
一歩

トイレ照明の人感センサー化

トイレの照明を人感センサーにより自動点灯。無駄な電力消費を削減。



導入効果
省エネ効果 0.3kL/年
削減金額 18千円/年
設備投資額 280千円 (回収15.6年)
設備概要 トイレの照明 (43W/台×200台、点灯率：70%→20%)

事例 検診センター

トイレの照明を人感センサーによって自動点灯させることにより、電力消費量を削減することを提案しました。

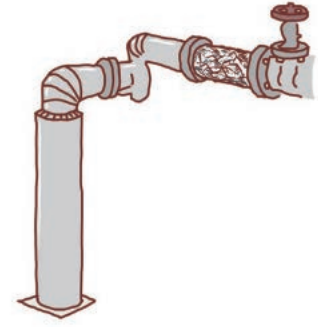
出典：省エネ・節電ポータルサイト (https://www.shindan-net.jp/case/123_B114006.html) 提案7



コストをおさえて
かしこく
一歩

蒸気配管等の保温対策

見落としがちな「放熱損失」を低減し、
燃料消費量を抑制。



導入効果	省エネ効果	9.3kL/年
	削減金額	563千円/年
	設備投資額	427千円（回収0.8年）
	設備概要	蒸気配管、バルブ、濃縮ブライン槽、タンク

事例	冷凍加工食品製造	未保温部分を断熱材で保温することにより放熱損失を低減し、燃料消費量を抑制することを提案しました。
----	----------	--

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/202_F112029.html）提案4



コストをおさえて
かしこく
一歩

蛍光灯型誘導灯のLED化

消費電力の少ない蛍光灯型誘導灯も、
24時間点灯だと年間電力使用量は多くなります。



導入効果	省エネ効果	1.8 kL/年
	削減金額	121 千円/年
	設備投資額	1,368 千円（回収：11.3年）
	設備概要	蛍光灯型誘導灯(40台、23W/台)→LED誘導灯(40台、2.7W/台)

事例	宿泊施設	24時間点灯の蛍光灯型誘導灯を、高効率のLED誘導灯に交換し、年間電力使用量の抑制を提案しました。
----	------	---

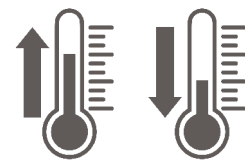
出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/502_B141005.html）提案9



コストをかけずに
はじめの
一歩

冷却塔入口温度の設定変更

冷却設備の設定を変更することで、
電力消費量の低減を実現。



導入効果	省エネ効果	17.4kL/年
	削減金額	1,350千円/年
	設備概要	冷却水系循環ポンプ（15kW、2台）

事例	真空炉、電気炉等の設計・製造	冷却対象物の熱処理温度が500℃以上なのに対し、冷水塔の出口温度は25℃、入口温度は35℃と温度差が大きいことから、冷水塔入口温度を45℃まで上げ、出入口温度差を10℃から20℃に拡大することで、冷却水の循環量を半減し、電力消費量を低減することを提案しました。
----	----------------	--

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/239_F114051.html）提案1



コストをかけずに
はじめの一歩

暖房時の外気取入停止

外気導入量・換気量を適正化して、
電力消費量や燃料消費量を低減。



導入効果	省エネ効果	17.4kL/年
	削減金額	1,533千円/年
	設備概要	外気導入量（23,000m ³ /h）、換気ファン（3台、計37.5kW）

事例	市民会館	循環量の80%設定は、低稼働時では暖房の外気導入量が過剰。低稼働時に外気導入を停止することで、換気ファンの電力消費量および燃料消費量を低減することを提案しました。
----	------	---

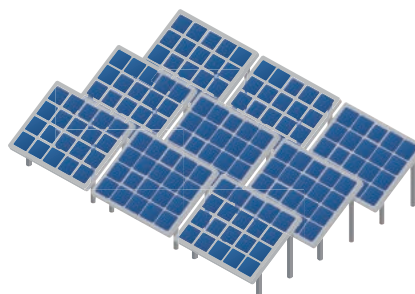
出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/242_B112034.html）提案1



コストをおさえて
かしく
一歩

太陽光発電の導入

ソーラーパネルを冷蔵庫屋根に設置して、
断熱効果も考慮したコストの削減。



導入効果	省エネ効果	10.3kL/年
	削減金額	1,680千円/年
	設備投資額	20,000千円（回収11.9年）
	設備概要	太陽光発電 （屋根面積 400 m ² 、最大 40kW、年間発電量 40,000kWh）

事例	精麦製品製造	冷蔵庫屋根へ太陽光発電を導入し、コスト削減と冷蔵庫断熱の強化を図ることを提案しました。
----	--------	---

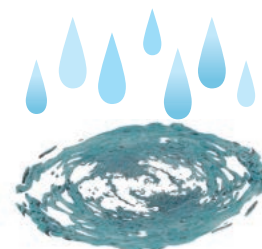
出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/213_F128003.html）提案10



コストをおさえて
かしく
一歩

蒸気式加熱器のドレン回収

加熱器と還水槽の位置関係も加味し、
蒸気ドレンを回収、排熱も利用。



導入効果	省エネ効果	2.5kL/年
	削減金額	150千円/年
	設備投資額	600千円（回収4.0年）
	設備概要	蒸気式加熱器

事例	冷凍加工食品製造	ドレン回収が行われていなかったが、加熱器と還水槽の距離が近くドレン回収が容易だったため、効率良くドレン回収を行って重油の消費量を低減することを提案しました。
----	----------	--

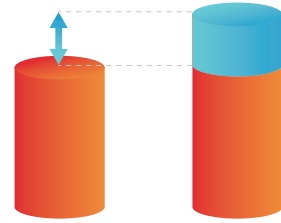
出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/202_F112029.html）提案5



コストをおさえて
かしこく
一歩

焼準炉からの廃熱回収

工業炉において排熱の回収は、
省エネルギーのキーポイント。



導入効果	省エネ効果	3.2kL/年
	削減金額	255千円/年
	設備投資額	750千円（回収2.9年）
	設備概要	工業炉

事例 鉄素形材製造業
焼準炉排ガス温度が約 250℃であり熱回収の余地があったため、120℃まで熱回収可能な空気予熱器を設置（燃料節約率は 2.4%）することで、都市ガス消費量を削減することを提案しました。

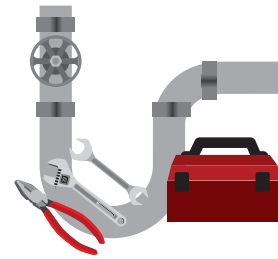
出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/330_F126109.html）提案5



コストをおさえて
かしこく
一歩

ボイラからの廃熱回収

熱回収の余地があるボイラを活用すれば、
灯油消費量も大幅に削減。



導入効果	省エネ効果	8.0kL/年
	削減金額	662千円/年
	設備投資額	1,500千円（回収2.3年）
	設備概要	ボイラ

事例 畜産食料品製造
ボイラ排ガス温度が約 250℃であり熱回収の余地があったため、160℃まで熱回収を行うエコマイザーを設置し（年間熱回収量は 249GJ）、灯油消費量の削減を提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/325_F129018.html）提案3



コストをおさえて
かしこく
一歩

乾燥炉へのエアコンプレッサ排気利用

排気を上手く利用して、
燃料消費を効率よく抑えます。



導入効果	省エネ効果	6.6kL/年
	削減金額	572千円/年
	設備投資額	1,600千円（回収2.8年）
	設備概要	エアコンプレッサ（22kW×2台）

事例 プラスチック製工業用板製品製造
40℃程度で足りる乾燥炉の熱風温度を、旧工場のエアコンプレッサ（合計44kWの圧縮機容量）の排気でまかなうことで、燃料消費量を削減することを提案しました。

出典：省エネ・節電ポータルサイト（https://www.shindan-net.jp/case/371_F133048.html）提案4





事業系廃棄物 分別の手引き

- はじめに
- 事業者の責務
- 事業系ごみとは
- 事業系ごみの分別一覧
- 産業廃棄物の種類と具体例
- 事業所から出る事業系ごみの
適正なごみ処理の流れ
- 事業系ごみの処理方法
- 事業所のできる3R活動の進め方
- リサイクル事業者一覧表
- 事業系産業廃棄物に関するQ&A

1. はじめに

松島町では、限りある資源の保全や自然環境への影響を考慮し、ごみの減量化、リサイクル化に向けて活動しています。

この手引きは、事業者の皆様が事業系一般廃棄物の適正な処理と減量、リサイクルに取り組まれる際にお役立ていただき、これからの地域環境保全や限られた資源の有効活用に役立てていただくことを目的に作成しました。

引き続き3Rを推進しながら、適正な処理をお願いします。

【廃棄物の削減の3つのR】

- ① **Reduce** : 減らす (ごみの発生抑制)
リデュース
- ② **Reuse** : 繰り返し使う (再使用)
リユース
- ③ **Recycle** : 再資源化 (ごみの再生利用)
リサイクル



2. 事業者の責務

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物（ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「松島町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、次のようなことが事業者の責務として定められています。

（事業者の責務）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○松島町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となったときに適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量、適正な処理及び再生利用の促進について、町の施策に積極的に協力しなければならない。

ごみの不法投棄は犯罪です。

ごみをみだりに投棄すると廃棄物処理法の規定により、**5年以下の拘禁刑**若しくは**1,000万円以下**（法人の場合は**3億円以下**）の**罰金**又はこの併科に処せられることがあります。

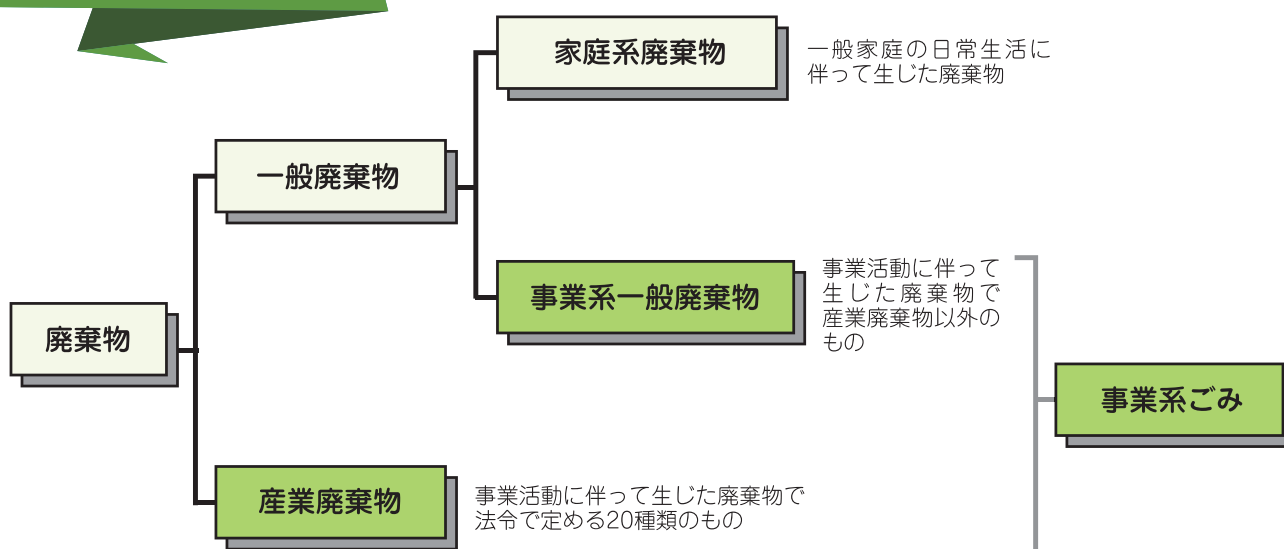


3. 事業系ごみとは

- 会社、事務所、工場だけでなく、自営業、農業、病院、学校、官公署などあらゆる事業活動から排出される廃棄物のことを事業系ごみといいます。
- 事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられます。
- 事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条で「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定しています。



廃棄物の区分



※事業活動とは、商品、オフィス、飲食店、工場など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁など広く公共サービス等を行っているものを含みます

事業系ごみは、事業者が自ら処理することとなっています。

家庭ごみの
集積場所（ステーション）に
出すことはできません！



店舗併用住宅の方は、家庭から搬出されるごみと店舗から排出されるごみを区別しなければなりません。店舗から排出される少量のごみであってもすべて事業系ごみとなりますので、適正に処理してください。

4. 事業系ごみの分別一覧

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、事務所、小売店から出る紙類、布類、茶殻等、飲食店から出る食べ残し、厨芥類、樹木剪定枝など、産業廃棄物以外のごみが該当します。

廃棄物の種類	代表的なもの	処理方法
もやせるごみ	厨芥類（生ごみ） 	十分に水切りをして出す
	※食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は産業廃棄物です。	
	紙屑類 木屑類 布屑類 	金属・プラスチック等は外す 紙屑類で再生可能なものは リサイクルする
	※製紙業や出版業などから出る紙屑は産業廃棄物です。	
可燃性粗大ごみ		金属・プラスチック等は外す

産業廃棄物

産業廃棄物には、業種に関係なく事業活動に伴い事務所から排出されると産業廃棄物に該当する12種類と、業種限定で特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物に該当する7種類があります。

このほか、これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものを加え、全20種類に分類されます。【次ページ 分類表】

廃棄物の種類	代表的なもの	処理方法
もやせるごみ	紙屑 	パルプ・紙製造業、出版業、製本業など特定業種に係るもので、PCBが塗布されていないもの
	木屑 	建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの
	繊維屑 	繊維工業（衣類その他衣類製品製造業を除く）に係るもの
不燃性粗大ごみ		机・書庫その他これに類するもの（金属以外の部品等は取り外す）
ビン・缶類		酒類・清涼飲料水・食品類のビン、缶に限る
水銀含有ごみ		それぞれに分けて出す

5. 産業廃棄物の種類と具体例

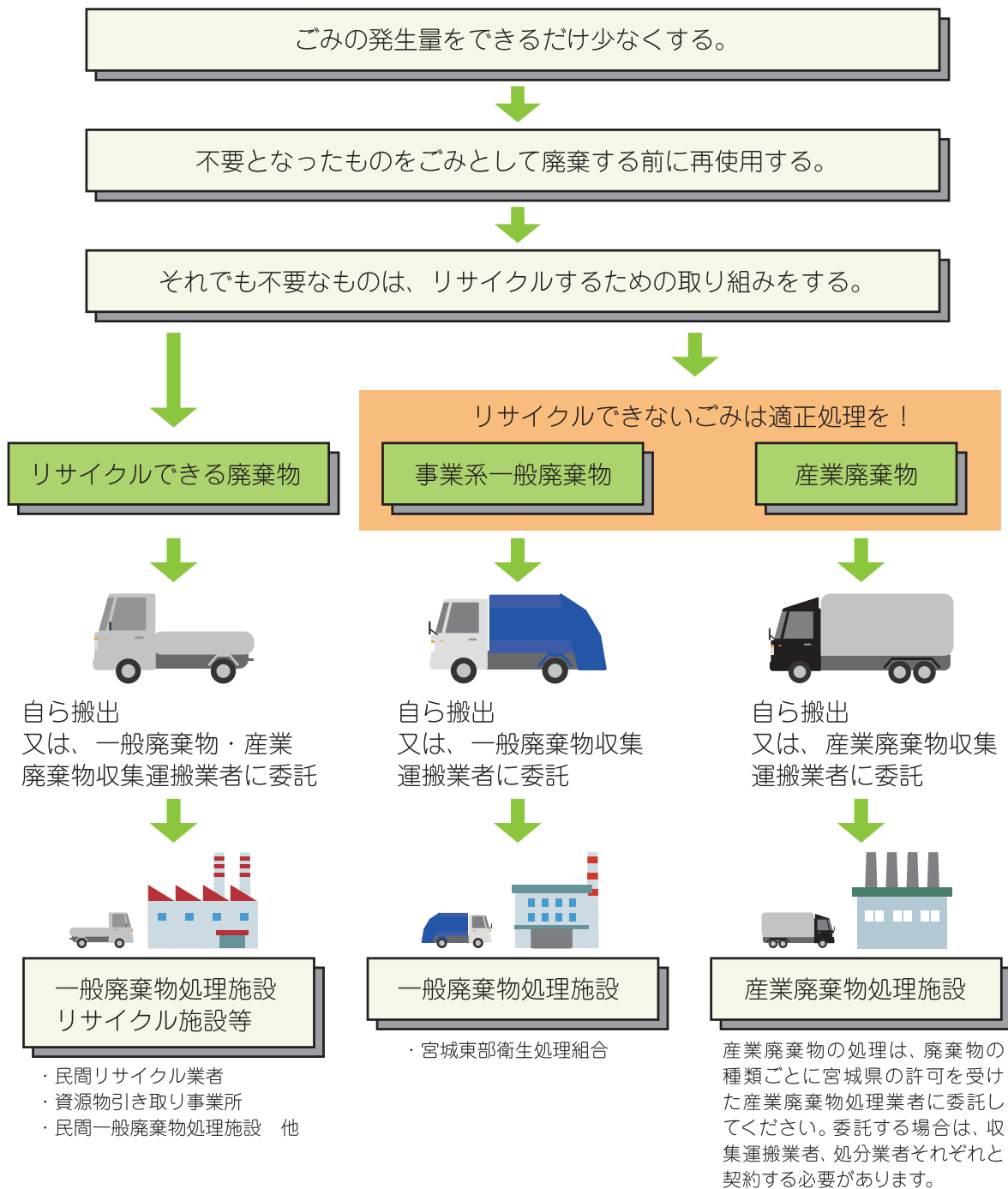
区分	種類	具体例・業種限定の内容
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却ごみ
	② 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥など各種泥状物
	③ 廃油	潤滑油、大豆油など、鉱物性・動物性を問わず、全ての廃油
	④ 廃酸	廃写真定着液など、有機性・無機性を問わず、全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石鹼液など、有機性・無機性を問わず、全てのアルカリ廃液
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状・液体を問わず、全ての分子系化合物（合成ゴムを含む）
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	⑧ 金属くず	鉄くず、アルミくずなど不要になった金属 金属の摩耗くず、切削りくずなど
	⑨ ガラス・コンクリート 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガ、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	⑩ 鉱さい	サンドブラスト廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改装、除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片など
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設に集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る。 建設業（工作物の新築・改装・除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業（これら以外の業種から発生するコピー用紙などは、事業系一般廃棄物となります。）
	⑭ 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、パーク類など 建設業（工作物の新築・改装・除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業（これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物となります。） ②貨物の流通のために使用したパレット（梱包用木材含む。）
	⑮ 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る 建設業（工作物の新築・改装・除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （これ以外の業種から発生する不要な天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物となります。）
	⑯ 動物系固形不要物	と畜場で解体した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑰ 動植物系残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した、動植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等）
	⑱ 動物の糞尿	畜産農業から排出される牛、豚、羊、鶏などの糞尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、羊、鶏などの死体
	⑳	以上の産業廃棄物を処分するため処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

※処理は産業廃棄物処理業者に相談してください。

6. 事業所から出る事業系ごみの適正なごみ処理の流れ

事業活動によって生じたごみは、「排出」、「収集・運搬」、「処理」の順に処理されます。収集・運搬を許可業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理されるまでの責任は、そのごみを排出する事業者が負わなければなりません。

事業者内での分別の徹底と、ごみの適正処理のために現状のごみ処理の流れを把握しておきましょう。



7. 事業系ごみの処理方法

事業者の皆さんが排出する廃棄物は大きく分類して『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に区分されます。

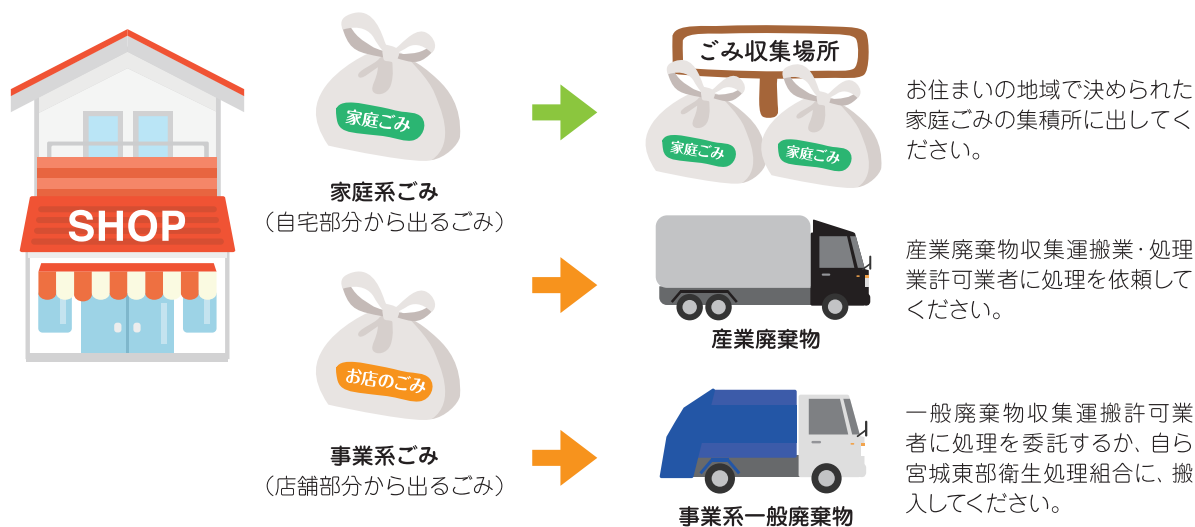
『事業系一般廃棄物』の処理方法

事業系一般廃棄物を処理する場合は、自らが町の処理施設(宮城東部衛生処理組合)や民間の処分業者へ直接持ち込む又は『町の許可を受けた収集運搬業者』に依頼しなければなりません。

※収集運搬や処理を無許可の業者に依頼することは、排出事業者も罰せられますので依頼する際には必ず許可の有無を確認しましょう。

(例) 店舗併用住宅の場合の処理方法

事業系ごみはその種類及び量にかかわらず家庭ごみの集積所には出せません。



事業系ごみはその種類及び量に関わらず家庭ごみ集積場所には出せません！

町内各所にあるごみ集積所は、家庭系ごみの収集をするため設置されたものです。事業活動に伴って発生した廃棄物(ごみ)は出すことはできません。



収集運搬を業者に依頼する場合は

松島町の一般廃棄物収集運搬許可業者

■協業組合 松島清掃公社 松島町根廻字後沢5
TEL：022-354-3202

■株式会社コウケンクリーン 松島町桜渡戸字真言8-15
TEL：022-355-6377



事業者自らが処理施設（宮城東部衛生処理組合）に搬入する場合は

① 直接搬入の手続き

自分で搬入する場合は、町で発行する「搬入許可証」および「一般廃棄物処分券」が必要です。一般廃棄物処分券を松島町役場の受付窓口で購入し、搬入先の宮城東部衛生処理組合で搬入重量に応じた一般廃棄物処分券を引き渡すことになります。

【手順】

(1) 松島町役場にて「搬入許可証」の発行と「一般廃棄物処分券」を購入

- ・手続きには「運搬車両の車検証」、「一般廃棄物処分券購入代金」が必要
- ・受付場所は「総務課 環境防災班(役場2階)」

○連絡先： 022-354-5782(直通)

○受付時間：月曜日から金曜日までの8時30分～17時15分

※祝日、振替休日および年末年始を除く

- ・窓口では、搬入者の住所、氏名、電話番号、搬入するごみの種類を伺います
- ・土曜日に搬入する場合は、前日(金曜日)に「搬入許可証」発行等の手続きをしてください

(2) 宮城東部衛生処理組合へ運搬

(3) 宮城東部衛生処理組合で計量、種別毎に廃棄物を荷下ろしする

- ・計量は受ける際に、町で発行された「搬入許可証」を渡してください
- ・計量は「荷下ろし前」と「荷下ろし後」の2回行います
- ・1日に複数回のごみ搬入を行う場合は、計量の際に係員に申し出てください

(4) ごみの搬入重量に応じた「一般廃棄物処分券」の引き渡し

②

処理手数料

1回搬入につき100kgまで1,000円
 【100kgを超えると50kgごとに500円加算】

③

受入施設

宮城東部衛生処理組合

所在地：宮城郡利府町加瀬字新船岡5番地
 TEL:022-368-6017

施設：焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・リサイクル選別施設
 森郷最終処分場（所在地：利府町森郷字内ノ目北地内）



④

『宮城東部衛生処理組合』の受入日及び受入時間

受入日：月曜日～土曜日（※祝日、振替休日および年末年始を除く）

受入時間：平日 8時30分～16時30分まで

土曜日 8時30分～12時00分まで

⑤

施設搬入時の注意事項

- ごみを運搬車両に積み込む際には、種別ごとに区分して荷下ろしできるようにしてください。
- 運搬時には、ごみが飛散しないようシートで保護するなど対策を講じてください。
- 処理施設内では、係員の指示に従ってください。
- 宮城東部衛生処理組合で処理することができないもの（28ページ参照）は、販売店や専門処理業者に依頼してください。

宮城東部衛生処理組合では処理できないもの

産業廃棄物、ガスボンベ、ドラム缶、古タイヤ、バッテリー、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）、消火器、ペンキ、薬品、ガソリン・オイル、シンナー、自動車部品、農機具、農業用廃ビニール、金庫類、バイク51cc以上 など

『産業廃棄物』の処理方法

産業廃棄物を処理する場合は、**その種類ごとに許可を受けた産業廃棄物処理事業者に委託する必要があります、処理業者と契約する必要があります。**

また、処理業者に産業廃棄物を引き渡す場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、処理業者から処理段階に応じて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの交付を受けることで最終処分までに適正に処理されたことを確認する必要があります。

産業廃棄物は、町の処理施設では処理しませんので、種別ごとに許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼して適正に処理してください。

なお、産業廃棄物について許可を受けていない産業廃棄物処理業者への委託、不法投棄、野外焼却などの不適当な処理を行った場合には法律の罰則対象となります。

※帳票イメージ

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

標準的なマニフェスト票として、7枚綴り(直行用)、8枚綴り(積替え保管用)の他、建設系産業廃棄物向けなどが多く利用されています。

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)の販売先

一般社団法人 宮城県産業資源循環協会
 仙台市青葉区木町通一丁目4-15
 仙台市交通局庁舎4F
 TEL : 022-290-3810

【産業廃棄物の処理に関する相談窓口】

仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） 環境衛生部環境廃棄物班
 〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15 TEL022-363-5501

8. 事業所でできる 3R 活動の進め方

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物(ごみ)については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者が自らの責任で適切に処理しなければならないことや、リサイクルなどによって廃棄物の減量に努めなければならないことなどが定められています。

また、ごみの減量・リサイクルを進めることは、事業所自体にも下記のようなメリットがあります。環境問題だけでなく経営課題の解決にもつながるよう、積極的に取り組みましょう。

1. コストの削減・効率化

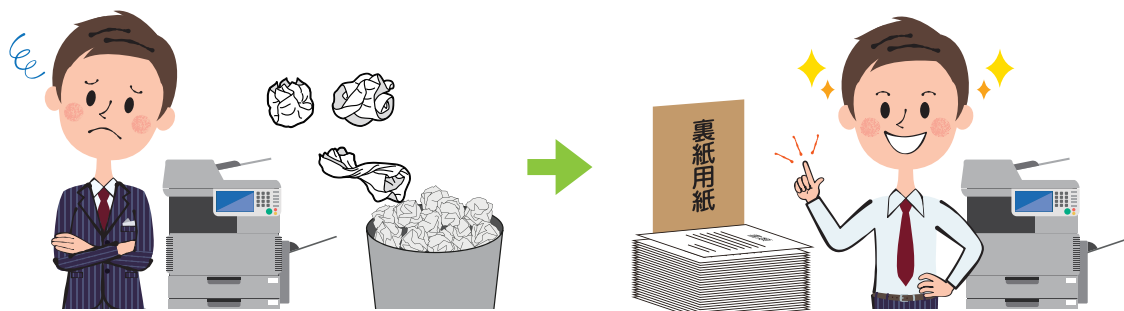
設備や事務用品などの無駄を減らすことで経費の節約が図られるとともに、ごみ処理にかかるコストが削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

2. 社員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、品質管理の向上、製造工程や組織の合理化にもつながり、社員ひとりひとりの意識啓発にもつながります。

3. 事業所のイメージアップ

地球環境問題への関心が高まる中、事業所全体でごみの減量やリサイクルに取り組むことは、環境に配慮している企業であるというイメージアップにつながります。



効果的に廃棄物の排出量を減らすには事業所全体で3Rに取り組むことが効果的です。
3Rとは、**Reduce** リデュース(ごみの発生抑制)、**Reuse** リユース(再使用)、**Recycle** リサイクル(ごみの再生利用)の頭文字である3つのRのことを言います。

Reduce リデュース (ごみの発生抑制)

ごみの減量を進めるには、発生量をできるだけ少なくすることが効果的です。毎日の事業活動で発生させないように心掛けましょう。

主な取り組み例

- ・詰め替え製品の使用
- ・エコ箸の使用
- ・マイバック利用の呼びかけ
- ・生ごみの水切り
- ・両面コピーの徹底
- ・回覧等の電子メール化 など

その他、リースやレンタル用品の活用や、消費期限切れ等の商品発生を抑制するための管理を行うことが発生量を抑えるのに有効です。

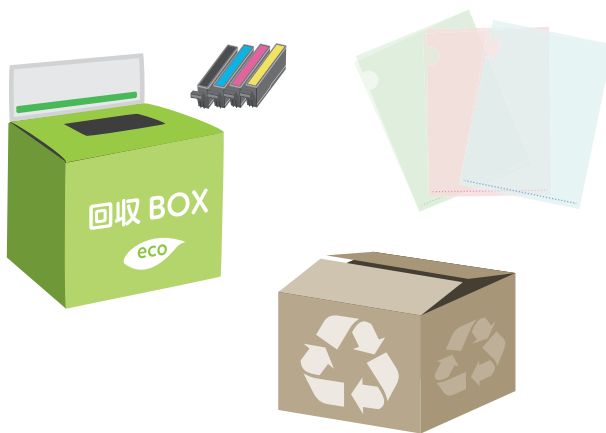


Reuse リユース (再使用)

発生抑制に取り組んだ結果、不要となったものをごみとして廃棄する前に、再使用方法を模索してください。いったん不要となったものでも、再使用することでごみの減量につながります。

主な取り組み例

- ・段ボールの再利用
- ・コピー用紙の裏面使用
- ・ファイルの繰り返し利用
- ・使用済み封筒の事業所内での活用
- ・トナー等のメーカーによる詰替え など



Recycle リサイクル (再資源化)

発生抑制や再使用の結果、不要となってしまったごみは再資源化に取り組むことが大事です。現在はただ廃棄しているものも、分別を徹底することで新たな資源となり、再資源化することにつながります。

主な取り組み例

- ・分別ボックスの設置
- ・食用油などのリサイクル
- ・発泡トレーや牛乳パックの回収
- ・食品残さの肥料化 など



9. リサイクル事業者一覧表

宮城県内で産業廃棄物の
リサイクルに取り組む事業者

令和7年1月現在

ごみの減量・リサイクルを進めることは、環境にやさしい暮らしづくりの実現につながります。また、事業所自体にも大きなメリットがあります。

□ 汚泥

事業者名	立地市町村	連絡先
オデッサ・テクノス株式会社／仙台工場	仙台市	022-254-6860
株式会社柿崎工務所／大郷ボンテラン工場	大郷町	022-359-9410
株式会社自然環境産業／名取営業所	名取市	022-382-2361
鈴木工業株式会社／エコミュージアム 21	仙台市	022-254-0091
日本環境株式会社／白石事業所	白石市	0224-24-8116
株式会社吉田レミコン／宮城リ・ソイルセンター	仙台市	022-782-3433
若清テクノ株式会社／伊豆沼エコセンター	栗原市	0228-33-2381

□ 廃油

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社オイルプラントナトリ／第一工場・第二工場	名取市	022-382-2713
有限会社千田清掃	大崎市	0229-27-3151
三丸化学株式会社	村田町	0224-83-4483

□ 廃プラスチック類

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社安部工業	大和町	022-345-8808
株式会社泉／リサイクルセンター	仙台市	022-376-8401
MK エコプラント株式会社／おおさとリサイクルセンター	大郷町	022-359-5314
有限会社エスエスシー東北	石巻市	0225-86-5271
株式会社オガワエコノス／仙台工場	大和町	022-796-5380
株式会社開発商事	村田町	0224-84-5259
株式会社サイコー／仙台港資源化センター	仙台市	022-387-1215
株式会社佐彦	仙台市	022-232-1231
株式会社三友	名取市	022-355-5080
仙台環境開発株式会社／中間処理場	仙台市	022-394-1051
協業組合仙台清掃公社／RPF 製造工場（仙北事業所）	大衡村	022-345-6661
有限会社仙台福祉清掃社／西町営業所	仙台市	022-288-2611
ダイワテクノ工業株式会社／エコ・センター	栗原市	0228-35-1501
株式会社ハマナス／ハマナスエコセンター	気仙沼市	0226-42-3200
東日本リサイクルシステムズ株式会社	栗原市	0228-57-1015
有限会社富士ケミカル	美里町	0229-35-2150
株式会社ライフ	仙台市	022-397-7205

□ 廃プラスチック類（塩ビ）

事業者名	立地市町村	連絡先
有限会社中部マテリアル	加美町	0229-25-9437

□ 紙くず

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社齋武商店／本社	石巻市	0225-93-5111
株式会社豊島	塩竈市	022-362-2474
株式会社古川容器	大崎市	0229-24-8481

9. リサイクル事業者一覧表

宮城県内で産業廃棄物の
リサイクルに取り組む事業者

令和7年1月現在

木くず

事業者名	立地市町村	連絡先
旭興業株式会社／あさひリサイクルパーク	加美町	0229-65-2477
株式会社アネスティ／大郷リサイクルセンター	大郷町	022-359-5881
石巻地区森林組合／ウッドリサイクルセンター	石巻市	0225-91-2925
エコテック東北株式会社／くりはら eco. エコリサイクルセンター	栗原市	0228-32-7655
株式会社環境開発公社エムシーエム	大崎市	0229-29-2228
株式会社スカイクリーンツヤマ	登米市	0225-61-8051
株式会社 BWM／大和プラント	大和町	022-347-2250
株式会社 BWM／南方プラント	登米市	0220-23-7545
株式会社丸本建設／リサイクルセンター	気仙沼市	0226-23-6103
株式会社宮城公害処理／エコトピアミヤコー	仙台市	022-289-8222

動植物性残さ

事業者名	立地市町村	連絡先
新みやぎ農業協同組合／オーガニックプラント	大郷町	022-359-4977
ジャパンサイクル株式会社／いわでやま資源循環モデルセンター	大崎市	0229-72-2010
株式会社ジェイネックス／JNEX バイオプラント	仙台市	022-779-5515
株式会社高清水養豚／エコフィードファクトリー高清水	栗原市	0228-58-2803
株式会社東北バイオフードリサイクル／仙台工場	仙台市	022-355-9151

金属くず

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社安藤仁七商店	柴田町	0224-54-1517
株式会社国本／本社	美里町	0229-32-2455
株式会社国本／エコクリーン大崎工場	大崎市	0229-87-3935
株式会社佐々重／登米リサイクルセンター	登米市	0220-29-4260
株式会社佐藤金属	岩沼市	0223-23-4661
株式会社ナガブチ／名取エコロテック／事業所	名取市	0224-54-2008
北王商事株式会社	栗原市	0228-57-1213

がれき類

事業者名	立地市町村	連絡先
石巻アスコン株式会社	石巻市	0225-75-2770
株式会社江合／リサイクルプラント	大崎市	0229-23-8222
有限会社親和建设	登米市	0220-55-2268
鳥羽建設工業株式会社／扇町リサイクルセンター	仙台市	022-782-2930
株式会社迫開発工業	登米市	0220-55-4611
前田道路株式会社東北支店／仙台合材工場	亘理町	0223-34-3361
前田道路株式会社東北支店／古川合材工場	大崎市	0229-36-1531
丸興産業株式会社	石巻市	0225-74-2201
宮城りんかいアスコン株式会社／岩沼工場	岩沼市	0223-22-2598
宮城りんかいアスコン株式会社／多賀城工場	多賀城市	022-364-3586

9. リサイクル事業者一覧表

宮城県内で産業廃棄物の
リサイクルに取り組む事業者

令和7年1月現在

建設系混合廃棄物

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社木村土建／エコランドキムラ	東松島市	0225-82-3006
株式会社東洋環境開発／東環リサイクルセンター	大和町	022-347-7811

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

事業者名	立地市町村	連絡先
羽山砕石株式会社	白石市	0224-27-2316

廃蛍光灯

事業者名	立地市町村	連絡先
サンキョウリサイクル株式会社／おおさと廃蛍光管処理センター	大郷町	022-359-9881
J&T 環境株式会社／仙台事業本部	仙台市	022-258-5931
株式会社万力／バンリキリサイクル仙台	仙台市	022-786-6026

廃石膏ボード

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社グリーンアローズ東北	岩沼市	0223-23-1070
株式会社宮城公害処理／リサイクルミヤコー	仙台市	022-357-0651

廃自動車

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社ヨシムラ／みやぎ自動車リサイクルセンター	栗原市	0228-35-3530

廃タイヤ

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社東部環境／東部タイヤリサイクル松島工場	東松島市	0225-84-3055
株式会社ナガブチ／二の倉タイヤリサイクル工場	岩沼市	0223-23-9155
有限会社よるづや	角田市	0224-65-2696

廃太陽光発電設備

事業者名	立地市町村	連絡先
株式会社青南商事／仙台支店仙台工場	仙台市	022-259-6621
株式会社藤田興業／fujiko リサイクルセンター	名取市	022-282-4763
株式会社宮城衛生環境公社／エコロジーセンター愛子 PV リサイクル事業	仙台市	022-393-2216

産業廃棄物処理業許可業者へ委託する場合の注意事項

- 収集時間、収集回数、委託費用などは、許可業者と相談してください。
- 委託する場合は、必ず契約を締結した上で行ってください。
- 搬入基準に適合するよう適正に分別してください。

10. 事業系廃棄物に関する Q&A

Q. 事業所とは？

A. 工場、飲食店、店舗、事務所、病院、スーパーマーケット、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。



Q. 少量であれば、一般家庭のごみ集積場に出してもよいですか？

A. ごみ集積場所は、家庭用のごみ集積場所です。店舗などの事業活動に伴って排出された事業系一般廃棄物は、量の多少に関わらず出すことはできません。25ページの「事業系一般廃棄物の処理方法」に従い、適正に処理してください。



Q. 店舗と住宅が一体となっていますが、お店のごみは、事業系廃棄物に該当するのでしょうか？

A. 住宅から出たごみは家庭系廃棄物、店舗から出たごみは事業系一般廃棄物になりますので、それぞれ分けて出してください。

家庭系廃棄物は、地域で決められた家庭用のごみ集積場所へ、事業系一般廃棄物は、25ページの「事業系一般廃棄物の処理方法」に従って、適正に処理してください。



10. 事業系廃棄物に関する Q&A

Q. 弁当容器（容器包装プラ）やペットボトルは、どのように処理したらいいですか？

A. 事業所から排出されるプラスチックはすべて「産業廃棄物」となりますので、産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。（ペットボトルとスチロール、ビニール袋、PPバンドなどだけでなく、家庭ごみとして「プラスチック資源」に分類される容器包装プラスチックなども事業上で排出されたものはすべて「産業廃棄物」です。）



Q. 自社の敷地内で、焼却処分できますか？

A. 事業系一般廃棄物をドラム缶などで焼却することや野外焼却することは廃棄物処理法で禁止されています。（5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金）事業系一般廃棄物を焼却する場合は、構造基準を満たした焼却炉で焼却する必要があります。



Q. 少量しかごみが出ないので、自社の敷地内に埋め立ててもいいですか？

A. 廃棄物処理法では、許可のない埋め立てを禁止しています。自社の敷地内であっても不法投棄となります。（5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金）事業系一般廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しましょう。



事業系廃棄物分別の手引きに関する
【お問い合わせ先】

松島町総務課環境防災班

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一9番地の1

☎022-354-5782 FAX022-354-3140

脱炭素経営を目指す事業者を 支援する事業メニュー



■ 県事業 ■ 国事業 ■ 他機関

<https://zero-carbon2050.pref.miyagi.jp/support/>

令和7年1月現在

知る

■ EIC派遣事業

民間企業において製造業等の工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する環境産業コーディネーターが、企業訪問を通して環境に関する必要な情報を提供しながら、企業の皆様の省エネ・再エネ・産業廃棄物の3Rに関する取組を支援します。

知る

■ エコフォーラム

近隣や同業種の事業所が集まって、環境配慮活動に関する情報交換を行う場です。現在、以下のような活動を行っています。

- (1) 各事業所における廃棄物の3Rや省エネルギー活動に関する課題等の情報共有
- (2) 行政からの環境関連情報の提供
- (3) 環境関連施設や廃棄物処理施設等の視察
- (4) 近隣地区の清掃等の地域貢献活動
- (5) 地域の学校等への環境勉強会の開催

エコフォーラムは、各地域の事業所が参加して行う「地域エコフォーラム」と業種ごとに関係する事業所が参加する「業種別エコフォーラム」があります。

知る

■ みやぎZEB研究会

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に関する情報提供や一般事業者向けセミナーの開催、既存のZEB建築物の視察などを通じて、宮城県内におけるZEBの普及を進めています。

診る

■ 省エネクイック診断

省エネの専門家によって、従来の工場・事業所全体の診断よりも短時間で診断を実施できます。コスト削減につながるような設備の運用改善、費用対効果が高い高効率な設備への更新、および設備更新に活用できる補助金など、省エネにつながる有益な情報をご提案します。

診る

■ 省エネ最適化診断

専門家が実際の設備使用状況や運転管理状況等を確認し、診断結果レポートを作成。診断後は、説明会にて説明及び提案内容の実施へ向けたアドバイスを受けられます。診断を希望する工場・ビル等の電気や燃料の使用状況に合った診断メニューをお申込みください(診断費用がかかります)。

診る

■ 省エネお助け隊

「省エネお助け隊」は、経済産業省資源エネルギー庁の「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された地域密着型の省エネ支援団体です。中小企業等の省エネ取組に対して現状把握から改善までのきめ細やかなサポートを、全国の各地域で行っています。

減らす

■ 国の各種補助事業

国では省エネや地球温暖化対策に関する様々な補助事業を行っています。環境省や経済産業省のホームページ等で、各種補助事業がわかりやすくまとめられていますので、自分に合った補助事業を探してみてください。

診る

■ 地球温暖化対策事業効果算定シート

上記の各種補助事業を受ける際には、CO₂の排出削減効果を定量的に明示することが要件となる場合があります。しかし、CO₂の排出削減効果の統一的な算定手法は、事業者の方にとって難易度が高い作業となることから、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉」を用いて、算定手法の統一化及び効率化を図っています。

減らす

■ J-クレジット

J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。



脱炭素経営に関する各種補助金制度の例

- 高効率設備導入補助金
- 再エネ設備導入補助金
- 環境関連設備開発支援事業費補助金
- 二酸化炭素排出削減支援事業補助金
- 太陽光発電等の導入支援補助金
- エコタウン形成促進事業費補助金
- 燃料電池自動車等導入促進事業補助金
- 燃料電池自動車タクシー運行事業費補助金

新たな募集、制度概要、公募期間等は、宮城県 環境政策課 省エネ・再エネ推進班にお問い合わせください→





松島町
MATSUSHIMA TOWN

松島町役場 総務課環境防災班

